

入札（見積）結果調書

令和 2 年度

契約番号	第24-21-00175号		
件名	水道局豊平庁舎窓ガラス等飛散防止フィルム貼付業務		
入札(見積)年月日	令和 2年 12月 16日	午後 1時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,312,393 円	主管課	24 南部料金課
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000010274 大丸(株)		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株)栄商							
		1,643,000					
大丸(株)							落札
		1,193,085					
(備考)							



入札（見積）結果調書

令和 2 年度

契約番号	第61-21-00420号		
件名	土木工事設計積算システム改修業務		
入札（見積）年月日	令和 2年 12月 16日	午後 1時 30分	
入札（見積）場所	水道局総務部総務課入札室		
落札（決定）金額	1,452,000 円	主管課	61 計画課
	<small>入札（見積）価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札（決定）金額である。</small>	最低制限価格	
工種（業種）	290 その他		円
落札（決定）業者	60000107130 東芝デジタルソリューションズ（株）北海道支社		

入札（見積）経過

（単位：円）

指名（見積）業者名	入札（見積）金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低金額	第 2 回	最低金額	第 3 回	最低金額	
東芝デジタルソリューションズ（株）北海道支社		1,320,000					決定
(備考)							



a02612100420a

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 土木工事設計積算システム改修業務
- 2 業務内容 「土木工事設計積算システム」は、本市で発注する土木工事の設計積算に使用している積算システムである。本業務は、水道独自の部分である「水道積算システム」に関して、国交省および厚労省歩掛改定に伴う水道局独自歩掛の変更や設計積算の更なる効率化を図るため、水道仕様の積算体系改良及び施工単価の新規作成などを行い、適正な積算かつ精査しやすい積算システムへの改良を行うものである。
- 3 業者特定 東芝デジタルソリューションズ株式会社 北海道支社
- 4 特定理由 (1) 「土木工事設計積算システム」の著作権は上記業者が有しており、「水道積算システム」はその一部である。

(2) 「土木工事設計積算システム」は、財政局 工事管理室が開発及び保守管理を主管しており、その運用維持管理業務は上記業者が受託している。

以上の理由で、上記の業者を特定する。
- 5 根拠規定 「地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号」に該当すると判断されるため。

入札（見積）結果調書

令和 2 年度

契 約 番 号	第15-21-00252号		
件 名	A P I 基盤構築に係る料金システム変更開発		
入札(見積)年月日	令和 2年 12月 16日	午後 1時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	13,068,000 円	主 管 課	15 営業課
	<small>入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000015612 日本ユニシス (株) 北海道支店		

入 札 (見 積) 経 過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入 札 (見 積) 金 額						価格交渉金額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
日本ユニシス (株) 北海道支店		11,880,000					決定
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 : API 基盤構築に係る料金システム変更開発
- 2 特定業者 : 日本ユニシス(株) 北海道支店
- 3 特定理由 : 本業務は、上下水道料金オンラインシステムにおける機能改修を行うものである。
本業務を遂行する条件として、①複数の業務システムと密接に連携している既存システムの構成全体を十分に理解・把握していること、②機能改修するプログラムを稼働中のシステムに結合する際に既存プログラムとの整合を確実に進めること、③障害発生時には業務に影響を与えず迅速・確実に対応することができる体制が確立されていることが必須である。
上記業者は、当該システムの製造者で、同システムの運用保守業務を行っているなど、上記条件の全てを満たす唯一の業者であることから、本業務を履行できるのは、上記業者以外にない。
- 4 根拠規定 : 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号